

## 「次世代育成支援推進法」「女性活躍推進法」に基づく法人行動計画

社会福祉法人くびき社会事業協会

当法人では、職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日までの3年間

2. 内容

### ○次世代育成支援推進法に基づく法人行動計画

目標1：妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、職員に制度を周知し、相談体制を整備する。

<対策>

- ・令和3年4月～ 整備済みの制度の職場の掲示場への掲出による周知
- ・各年4月～ 該当女性職員の業務内容や業務体制の見直し、始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げ等の相談、協議を実施する。

目標2：男性の子育て目的の休暇の取得を促進する。

<対策>

- ・令和3年4月～ 整備済みの制度の職場の掲示場への掲出による周知
- ・各年4月～ 計画的な取得に向けた各部署毎の取得予定表を作成する。

目標3：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- ・令和3年4月～ 法に基づく諸制度の調査実施
- ・令和3年5月～ 制度に関する職場の掲示場への掲出及び該当者への配布により周知を実施する。

目標4：時間外勤務の削減に向け、現状を調査・把握し働きやすい職場環境の実現に取り組む。

<対策>

- ・令和3年4月～ 時間外勤務の現状把握
- ・令和3年5月～ 施設運営会議での検討開始
- ・令和3年7月～ 時間外勤務上限目標の設定し、周知を実施する。

## ○女性活躍推進法に基づく法人行動計画

目標 1 : 女性が活躍できる職場であることについて求職者に向けて積極的に広報する。

### <対策>

- ・ 令和3年4月～ 各種求人媒体等の調査把握
- ・ 令和3年5月～ 対人サービスの上で女性の柔らかさ、細やかさが発揮して活躍できる職場であることを求人情報、ホームページ等で積極的に広報する。

目標 2 : 有期雇用職員から正職員への転換制度の積極的運用に取り組む。

### <対策>

- ・ 令和3年4月～ 有期雇用職員から正職員への転換制度周知
- ・ 令和3年度～ 多様な職種希望に対応した雇用形態の構築及び正職員への転換希望者とのキャリアパス構築のための各種支援等の情報共有を図り、希望する有期雇用職員は全員正職員へ転換させる。